

平成 2 8 年 流 山 市 議 会 第 1 回 定 例 会 議 案

2 月 1 8 日 招 集
流 山 市

目 次

- 1 平成27年度流山市一般会計補正予算（第4号）
- 2 平成28年度流山市一般会計予算
- 3 平成27年度流山市一般会計補正予算（第5号）
- 4 流山市行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会設置等条例の制定について
- 5 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 6 流山市職員の退職管理に関する条例の制定について
- 7 流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 流山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 10 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 11 流山市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 12 字の区域及び名称の変更について（西平井・鱈ヶ崎地区及び鱈ヶ崎・思井地区）
- 13 平成28年度流山市介護保険特別会計予算
- 14 平成27年度流山市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 15 平成28年度流山市後期高齢者医療特別会計予算
- 16 平成27年度流山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 17 流山市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 18 流山市介護保険高額介護サービス費等資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について
- 19 流山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 20 平成28年度流山市国民健康保険特別会計予算
- 21 平成27年度流山市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

- 2 2 流山市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について
 - 2 3 流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
 - 2 4 流山市農業振興資金融資及び利子補給条例の制定について
 - 2 5 平成28年度流山市土地区画整理事業特別会計予算
 - 2 6 平成27年度流山市土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)
 - 2 7 平成28年度流山市水道事業会計予算
 - 2 8 平成27年度流山市水道事業会計補正予算(第2号)
 - 2 9 平成28年度流山市下水道事業会計予算
 - 3 0 流山市建築審査会条例の制定について
 - 3 1 流山市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 3 2 流山市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 3 3 流山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 3 4 流山市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
 - 3 5 市道路線の認定について
 - 3 6 市道路線の廃止について
-
- 1 専決処分の報告について

議案第 4 号

流山市行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会設置等条例の
制定について

流山市行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会設置等条例を別紙
のとおり制定する。

平成28年2月18日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行に伴い、
同法第81条第1項の規定により本市に置かれることとなった
附属機関と既存の附属機関である流山市情報公開・個人情報保
護審査会を統合した附属機関を設置するためである。

流山市行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会設置等条例

目次

第1章 総則（第1条 - 第3条）

第2章 組織（第4条 - 第7条）

第3章 調査及び審議等

第1節 調査及び審議の非公開（第8条）

第2節 行政不服に係る審査会による調査及び審議等（第9条・第10条）

第3節 情報公開・個人情報保護に係る審査会による調査及び審議等（第11条 - 第14条）

第4章 雑則（第15条 - 第18条）

第5章 罰則（第19条）

附則

第1章 総則

（設置）

第1条 市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、流山市行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審査会は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関として同項に規定する事項の調査及び審議を行い、審査庁に答申するものとする。

2 審査会は、次に掲げる条例の規定による実施機関の諮問に応じ、審査請求について調査及び審議を行い、当該実施機関に答申するものとする。

（1）流山市情報公開条例（平成13年流山市条例第32号）第20条第1項

（2）流山市個人情報保護条例（平成14年流山市条例第1号）第30条第1項

3 審査会は、前2項に規定する調査及び審議を行うほか、情報公開制度及び個人情報保護制度に関する重要な事項（前項各号に掲げる条例の規定により市長又は実施機関から審査会に意見を求められた事項を含む。）について、市長又は実施機関に意見を述べるものとする。

(定義)

第 3 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 流山市情報公開条例第 2 条第 1 項及び流山市個人情報保護条例第 2 条第 3 項に規定する実施機関をいう。
- (2) 公文書 流山市情報公開条例第 2 条第 2 項に規定する公文書をいう。
- (3) 保有個人情報 流山市個人情報保護条例第 2 条第 2 項に規定する保有個人情報をいう。

第 2 章 組織

(組織)

第 4 条 審査会は、委員 5 人以内をもって組織する。

(委員)

第 5 条 審査会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 優れた識見を有する者
- (2) 市民等

2 第 2 条に規定する審査会の所掌事務の区分に応じ、当該事務を担当する委員の区分及びその定数は、次の表に定めるとおりとする。

審査会の所掌事務の区分	委員の区分	定数
第 2 条第 1 項及び第 2 項に規定する事務	優れた識見を有する者	3 人以内
第 2 条第 3 項に規定する事務	市民等	2 人以内

3 第 2 条第 1 項及び第 2 項に規定する審査会の所掌事務を担当する委員は、同条第 3 項に規定する審査会の所掌事務を担当する委員を兼ねるものとする。

4 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(会長)

第 6 条 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故のあるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審査会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、第5条第2項に規定する審査会の所掌事務の区分に応じ、同項に定める委員の定数(第2条第3項に規定する審査会の所掌事務を担当する委員により組織される審査会にあっては、各委員の定数の合計数)の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第3章 調査及び審議等

第1節 調査及び審議の非公開

(調査審議手続の非公開)

第8条 審査会の行う調査及び審議の手続は、公開しない。ただし、当該手続について審査会が公開すべきであると認めたときは、この限りでない。

第2節 行政不服に係る審査会による調査及び審議等

(行政不服に係る審査会による調査及び審議)

第9条 行政不服に係る審査会(第2条第1項に規定する審査会の所掌事務を処理するために組織される審査会をいう。以下同じ。)の調査及び審議は、前節に定めるもののほか、行政不服審査法の定めるところによる。

(費用の負担等)

第10条 行政不服に係る審査会に提出された主張書面若しくは資料の閲覧(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条及び第14条において同じ。)にあっては、記録された事項を行政不服に係る審査会が定める方法により表示したものの閲覧)又は当該主張書面若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付に係る手数料は、徴収しない。

2 行政不服に係る審査会に提出された主張書面若しくは資料の写し又

は電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を受ける審査請求人又は参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。）は、当該交付の際に、文書又は図画の写しその他の物品の供与に要する費用を負担しなければならない。

- 3 前項の規定により負担すべき費用の額は、流山市情報公開条例第18条第2項及び第3項の規定により負担する費用の額の例による。

第3節 情報公開・個人情報保護に係る審査会による調査及び審議等

（情報公開・個人情報保護に係る審査会による調査及び審議）

第11条 情報公開・個人情報保護に係る審査会（第2条第2項に規定する審査会の所掌事務を処理するために組織される審査会をいう。以下この条から第15条までにおいて同じ。）は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、公文書又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、情報公開・個人情報保護に係る審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

- 2 実施機関は、情報公開・個人情報保護に係る審査会から前項前段の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

- 3 情報公開・個人情報保護に係る審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を情報公開・個人情報保護に係る審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、情報公開・個人情報保護に係る審査会に提出するよう求めることができる。

- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、情報公開・個人情報保護に係る審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法第13条第1項に規定する利害関係人であって、情報公開・個人情報保護に係る審査会に当該事件に参加する必要があると認められて参加する者をいう。次条及び第15条第1項において同じ。）又は実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めるとその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第12条 情報公開・個人情報保護に係る審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を

与えなければならない。ただし、情報公開・個人情報保護に係る審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、情報公開・個人情報保護に係る審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

- 第13条 審査請求人等は、情報公開・個人情報保護に係る審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、情報公開・個人情報保護に係る審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の送付及び閲覧)

- 第14条 情報公開・個人情報保護に係る審査会は、第11条第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

- 2 審査請求人等は、情報公開・個人情報保護に係る審査会に対し、情報公開・個人情報保護に係る審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、情報公開・個人情報保護に係る審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

- 3 情報公開・個人情報保護に係る審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、情報公開・個人情報保護に係る審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 4 情報公開・個人情報保護に係る審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

第4章 雑則

(答申書の送付等)

第 15 条 情報公開・個人情報保護に係る審査会は、第 2 条第 2 項に規定する事務に係る諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

2 情報公開・個人情報保護に係る審査会は、第 2 条第 3 項に規定する所掌事務に係る諮問に対する答申をしたときは、答申の内容を公表するものとする。

(審理員に提出された提出書類等の写し等の交付に対する費用負担)

第 16 条 審理員に提出された提出書類等 (行政不服審査法第 38 条第 1 項の提出書類等をいう。) の写し等の交付に対する費用の負担については、第 10 条の規定を準用する。

(庶務)

第 17 条 審査会の庶務は、規則で定める課において処理する。

(委任)

第 18 条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

第 5 章 罰則

(罰則)

第 19 条 第 5 条第 6 項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(流山市情報公開・個人情報保護審査会条例の廃止)

2 流山市情報公開・個人情報保護審査会条例 (平成 16 年流山市条例第 22 号) は、廃止する。

(流山市情報公開・個人情報保護審査会条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例 (以下「新条例」という。) の施行の際、現に前項の規定による廃止前の流山市情報公開・個人情報保護審査会条例 (以下「旧条例」という。) 第 5 条第 1 項第 1 号の規定により流山市情報公開・個人情報保護審査会の委員の委嘱を受けている者の当該委員としての任期は、同条第 4 項の規定にかかわらず、新条例の施行の日 (以下「施行日」という。) の前日までとし、施行日以後平成 29 年 3 月 31 日まで

の間の日には新条例第5条第1項第1号の規定により委嘱される委員の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、当該委嘱の日から平成31年3月31日までとする。

- 4 新条例の施行の際、旧条例第5条第1項第2号の規定により流山市情報公開・個人情報保護審査会の委員の委嘱を受けている者は、施行日において新条例第5条第1項第2号の委員として委嘱があったものとみなす。この場合における当該委員の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、同日から平成29年3月31日までとする。
- 5 新条例の施行前に行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成28年流山市条例第 号。次項において「整備条例」という。）第3条の規定による改正前の流山市情報公開条例第19条第1項の規定によりされた諮問で新条例の施行の際、当該諮問に対する答申がされていないものは、流山市行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会にされた諮問とみなし、当該諮問について旧条例の規定による流山市情報公開・個人情報保護審査会がした調査及び審議の手続は、流山市行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会がした調査及び審議の手続とみなす。
- 6 新条例の施行前に整備条例第4条の規定による改正前の流山市個人情報保護条例第29条第1項の規定によりされた諮問で新条例の施行の際、当該諮問に対する答申がされていないものは、流山市行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会にされた諮問とみなし、当該諮問について旧条例の規定による流山市情報公開・個人情報保護審査会がした調査及び審議の手続は、流山市行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会がした調査及び審議の手続とみなす。
- 7 新条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第 5 号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定
について

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のと
おり制定する。

平成28年2月18日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 行政不服審査法（平成26年法律第68号）及び行政不服審
査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成26年
法律第69号）の施行に伴い、関係する条例について規定の整
備を行うためである。

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(流山市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 流山市職員の給与に関する条例(昭和26年流山市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第19条の3第2項中「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第14条又は第45条」を「行政不服審査法(平成26年法律第68号)第18条」に改める。

(固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第2条 固定資産評価審査委員会条例(昭和26年流山市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「住所」の次に「又は居所」を加え、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 審査の申出に係る処分の内容

第4条第3項中「住所」の次に「又は居所」を加え、「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第13条第1項」を「行政不服審査法施行令(平成27年政令第391号)第3条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第6条第2項中ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

4 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを市長に送付しなければならない。

第11条第1項中「決定書」を「次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した決定書」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 主文

(2) 事案の概要

(3) 審査申出人及び市長の主張の要旨

(4) 理由

第14条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。

(費用の負担)

第14条 委員会に提出された主張書面若しくは資料の閲覧(電磁的

記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）にあっては、記録された事項を委員会が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該主張書面若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付に係る手数料は、徴収しない。

2 委員会に提出された主張書面若しくは資料の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を受ける審査申出人は、当該交付の際に、文書又は図画の写しその他の物品の供与に要する費用を負担しなければならない。

3 委員会は、前項の規定により同項の費用を負担すべき者が経済的に困難であることにより当該費用を納付する資力がないと認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

（流山市情報公開条例の一部改正）

第3条 流山市情報公開条例（平成13年流山市条例第32号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て等」を「審査請求等」に改める。

第15条第3項中「第19条及び」を削る。

第18条に次の1項を加える。

3 実施機関は、前項の規定により同項の費用を負担すべき者が経済的に困難であることにより当該費用を納付する資力がないと認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

「第3章 不服申立て等」を「第3章 審査請求等」に改める。

第19条を次のように改める。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第19条 開示決定等又は開示請求に対する実施機関の不作为に係る審査請求についての審理手続については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項に規定する審理員を指名しない。

第20条の見出しを「（審査会への諮問等）」に改め、同条中「前条」を「前項」に改め、同条第1号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の次に「（行政不服審査法第13条第1項に規定する利害関係人であって審査会に審査請求に参加する必要があると認められて当該審査請求に参加する者をいう。以下この項及び次条第1項第

2号において同じ。)」を加え、同条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る公文書の開示」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次のように加える。

開示決定等又は開示請求に対する実施機関の不作为について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、流山市行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会設置等条例（平成28年流山市条例第 号）に基づき設置される流山市行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとする場合（当該公文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

第20条に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定による諮問に対する答申があったときは、第1項に規定する裁決をすべき実施機関は、当該答申の内容を尊重して、速やかに裁決を行わなければならない。

第21条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「又は決定」を削り、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に、「開示決定等を」を「開示決定等（開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を」に、「開示決定等に」を「審査請求に」に改め、「又は決定」を削る。

（流山市個人情報保護条例の一部改正）

第4条 流山市個人情報保護条例（平成14年流山市条例第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第31条」を「第32条」に、「第32条 第37条」を「第33条 第38条」に、「第38条 第42条」を「第39条 第43条」に、「第43条 第48条」を「第44条 第49条」に改める。

第6条第2項中「流山市情報公開・個人情報保護審査会」を「流山市行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会設置等条例（平成28年流山市条例第 号）に基づき設置される流山市行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

第23条第1項及び第26条第1項中「第39条第1項」を「第40条第1項」に改める。

第48条を第49条とする。

第47条中「第43条又は第44条」を「第44条又は第45条」に改め、同条を第48条とする。

第46条を第47条とし、第43条から第45条までを1条ずつ繰り下げる。

第4章中第42条を第43条とし、第39条から第41条までを1条ずつ繰り下げる。

第38条に次の1項を加える。

- 3 実施機関は、前項の規定により同項の費用を負担すべき者が経済的に困難であることにより当該費用を納付する資力がないと認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

第38条を第39条とする。

第3章中第37条を第38条とし、第36条を第37条とする。

第35条中「第33条」を「第34条」に改め、同条を第36条とする。

第34条を第35条とし、第33条を第34条とし、第32条を第33条とする。

第2章第2節中第31条を第32条とする。

第30条第1号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の次に「（行政不服審査法第13条第1項に規定する利害関係人であって、審査会に審査請求に参加する必要があると認められて当該審査請求に参加する者をいう。以下この条において同じ。）」を加え、同条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条を第31条とする。

第29条第1項各号列記以外の部分中「第17条第1項、第25条第1項又は前条第1項の規定による決定（以下「開示決定等」とい

う。) 」を「開示決定等」に、「行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）による不服申立て」を「審査請求」に、「当該不服申立て」を「当該審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同項第 1 号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項第 2 号及び第 3 号中「又は決定」を削り、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項第 4 号中「又は決定」を削り、「不服申立て」を「審査請求」に、「前条第 1 項」を「第 28 条第 1 項」に改め、同条第 2 項中「を受けた実施機関」を「があったときは、前項に規定する裁決をすべき実施機関」に改め、「又は決定」を削り、同条を第 30 条とし、第 28 条の次に次の 1 条を加える。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第 29 条 第 17 条第 1 項、第 25 条第 1 項若しくは前条第 1 項の規定による決定（以下「開示決定等」という。）又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求に対する審理手続については、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 9 条第 1 項に規定する審理員を指名しない。

（流山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第 5 条 流山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年流山市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 6 号

流山市職員の退職管理に関する条例の制定について
流山市職員の退職管理に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年2月18日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律
(平成26年法律第34号)が施行されることに伴い、職員の
退職管理に関し必要な事項を定めるためである。

流山市職員の退職管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の2第8項、第38条の6第2項及び第65条の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(再就職者による依頼等の規制)

第2条 法第38条の2第1項、第4項及び第5項の規定によるもののほか、再就職者（同条第1項に規定する再就職者をいう。）のうち、同条第8項の国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものに離職した日の5年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等（法第38条の2第1項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。）の役職員（同項に規定する役職員をいう。）又は同条第8項の役職員に類する者として規則で定めるものに対し、契約等事務（同条第1項に規定する契約等事務をいう。）であって離職した日の5年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

(任命権者への届出)

第3条 管理又は監督の地位にある職員の職として規則で定めるものに就いている職員であった者（退職手当通算予定職員（法第38条の2第3項に規定する退職手当通算予定職員をいう。）であった者であって引き続いて退職手当通算法人（同条第2項に規定する退職手当通算法人をいう。）の地位に就いている者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者を除く。）は、離職後2年間、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合その他規則で定める場合を除き、規則で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に規則で定める事項を届け出なければならない。

(過料)

第 4 条 前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10
万円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第 7 号

流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正
する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年2月18日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 議員報酬及び期末手当の支給月数を改正するためである。

流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を改正する条例

流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年
流山市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第2条中「546,250円」を「547,900円」に、
「486,650円」を「488,100円」に、「456,900円」
を「458,250円」に改める。

第6条第2項中「100分の187.5」を「100分の192.5」
に、「100分の202.5」を「100分の207.5」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第 8 号

流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年2月18日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 常勤の特別職の職員及び教育長の給料月額及び期末手当の支給月数を改正するためである。

流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和52年流山市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の195」を「100分の200」に、「100分の210」を「100分の215」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

職名	給料月額
市長	926,500円
副市長	800,000円
教育長	741,300円
上下水道事業管理者	717,300円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（旧流山市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例（平成27年流山市条例第2号）附則第3項の規定によりなお効力を有するものとされる旧流山市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（昭和52年流山市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条中「739,100円」を「741,300円」に改める。

第4条中「100分の195」を「100分の200」に、「100分の210」を「100分の215」に改める。

議案第 9 号

流山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

流山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年2月18日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 一般職の職員に係る給料表及び勤勉手当等の支給月数を改正するためである。

流山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(流山市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 流山市職員の給与に関する条例(昭和26年流山市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第20条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の75」の次に「、12月に支給する場合においては100分の85」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の35」の次に「、12月に支給する場合においては100分の40」を加える。

附則第8項中「勤勉手当減額対象額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の1.125」の次に「、12月に支給する場合においては100分の1.275」を、「勤勉手当減額基礎額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の75」の次に「、12月に支給する場合においては100分の85」を加える。

別表第1中

「

1級	2級	3級
給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円
139,200	176,200	226,300
140,300	177,900	228,200
141,600	179,600	230,100
142,700	181,300	231,800
143,800	182,800	233,400
144,900	184,600	235,200
146,000	186,400	237,000
147,100	188,100	238,600
148,200	189,700	240,200
149,700	191,500	242,000
151,000	193,300	243,700

「

1級	2級	3級
給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円
140,100	176,700	226,400
141,200	178,400	228,200
142,400	180,100	230,100
143,500	181,800	231,800
144,600	183,300	233,400
145,700	185,100	235,200
146,800	186,900	237,000
147,900	188,600	238,600
149,000	190,200	240,200
150,400	192,000	242,000
151,700	193,800	243,700

152,300	195,100	245,500		153,000	195,600	245,500
153,600	196,700	247,100		154,300	197,200	247,100
155,100	198,500	248,900		155,800	199,000	248,900
156,600	200,300	250,500		157,300	200,800	250,500
158,300	202,100	252,100		158,900	202,600	252,100
159,600	203,900	253,700		160,200	204,300	253,700
161,100	205,700	255,700		161,700	206,100	255,700
162,600	207,400	257,700		163,200	207,900	257,700
164,100	209,200	259,700		164,700	209,700	259,700
165,500	210,800	261,600		166,100	211,100	261,600
168,300	212,700	263,500		168,800	212,900	263,500
170,900	214,600	265,400		171,400	214,600	265,400
173,500	216,500	267,200		174,000	216,500	267,200
176,200	218,300	269,200		176,700	218,300	269,200
177,900	220,100	271,100		178,400	220,100	271,100
179,600	221,900	273,000		180,100	221,900	273,000
181,300	223,600	274,900		181,800	223,600	274,900
182,800	225,200	276,700		183,300	225,200	276,700
184,600	227,000	278,600		185,100	227,000	278,600
186,400	228,800	280,500		186,900	228,800	280,500
188,100	230,600	282,400		188,600	230,600	282,400
189,700	232,100	284,100	を	190,200	232,100	284,100
191,200	233,800	286,000		191,700	233,800	286,000
192,700	235,400	287,900		193,200	235,400	287,900
194,200	237,100	289,800		194,700	237,100	289,800
195,500	238,400	291,500		196,000	238,400	291,500
196,800	239,800	293,300		197,300	239,800	293,300
198,100	241,200	295,100		198,600	241,200	295,100
199,400	242,600	296,900		199,900	242,600	296,900
200,800	243,900	298,700		201,200	243,900	298,700
202,100	245,300	300,400		202,500	245,300	300,400
203,400	246,700	302,100		203,800	246,700	302,100
204,700	248,300	303,800		205,100	248,300	303,800

205,900	249,500	305,500	206,300	249,500	305,500
207,100	251,100	307,200	207,600	251,100	307,200
208,400	252,700	308,900	208,900	252,700	308,900
209,700	254,300	310,600	210,200	254,300	310,600
210,800	255,700	311,800	211,300	255,700	311,800
211,800	257,100	313,400	212,400	257,100	313,400
212,800	258,500	315,000	213,400	258,500	315,000
213,800	259,900	316,600	214,500	259,900	316,600
214,900	261,100	318,300	215,600	261,100	318,300
215,700	262,500	319,900	216,600	262,500	319,900
216,600	263,900	321,500	217,500	263,900	321,500
217,500	265,300	323,100	218,500	265,300	323,100
218,200	266,600	324,600	219,200	266,600	324,600
219,100	267,800	325,800	220,100	267,800	325,800
219,900	269,100	327,000	221,000	269,100	327,000
220,800	270,400	328,200	221,900	270,400	328,200
221,500	271,500	329,000	222,600	271,500	329,000
222,400	272,700	329,900	223,600	272,700	329,900
223,300	274,000	330,700	224,500	274,000	330,700
224,200	275,300	331,500	225,400	275,300	331,500
224,800	276,400	332,400	226,100	276,400	332,400
225,700	277,500	332,800	227,000	277,500	332,800
226,600	278,600	333,600	227,900	278,600	333,600
227,700	279,700	334,400	229,000	279,700	334,400
228,400	280,900	335,200	229,800	280,900	335,200
229,200	281,900	335,900	230,500	281,900	335,900
230,000	282,900	336,600	231,200	282,900	336,600
230,800	283,900	337,300	232,000	283,900	337,300
231,600	284,700	337,800	232,800	284,700	337,800
232,300	285,600	338,400	233,500	285,600	338,400
233,000	286,500	339,000	234,200	286,500	339,000
233,700	287,400	339,600	234,900	287,400	339,600
234,400	288,400	339,900	235,600	288,400	339,900

235,200	289,200	340,400	236,400	289,200	340,400
236,000	290,000	340,800	237,200	290,000	340,800
236,800	290,800	341,300	238,000	290,800	341,300
237,500	291,600	341,700	238,700	291,600	341,700
238,200	292,100	342,200	239,400	292,100	342,200
238,900	292,600	342,700	240,100	292,600	342,700
239,600	293,100	343,200	240,800	293,100	343,200
240,300	293,200	343,600	241,500	293,200	343,600
241,000	293,600	344,000	242,200	293,600	344,000
241,700	293,800	344,500	242,900	293,800	344,500
242,400	294,200	344,900	243,600	294,200	344,900
243,100	294,400	345,200	244,300	294,400	345,200
243,600	294,600	345,600	244,800	294,600	345,600
244,100	295,000	346,100	245,300	295,000	346,100
244,600	295,300	346,500	245,800	295,300	346,500
244,900	295,600	346,700	246,100	295,600	346,700

」

」

に、

「

「

185,800	213,400	257,600
---------	---------	---------

を

186,500	214,000	257,600
---------	---------	---------

」

」

に改める。

第2条 流山市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の75、12月に支給する場合には100分の85」を「100分の80」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の35、12月に支給する場合には100分の40」を「100分の37.5」に改める。

附則第8項中「、6月に支給する場合には100分の1.125、12月に支給する場合には100分の1.275」を「100分の1.2」に、「、6月に支給する場合には100分の75、12月に支給する場合には100分の85」を「100分の80」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

(流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成16年流山市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」を「100分の122.5」に改め、「100分の155」との次に「、「100分の137.5」とあるのは「100分の160」と」を加える。

第4条 流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額(円)
1	371,000
2	419,000
3	471,000
4	532,000
5	607,000
6	709,000
7	829,000

第8条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の160」を「6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは、「100分の157.5」に改める。

(流山市職員の給与に関する条例及び流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 流山市職員の給与に関する条例及び流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成27年流山市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第1条中別表第1の改正規定を削る。

第2条を削る。

附則第2項から第7項までを削る。

附則第8項（見出しを含む。）中「平成31年3月31日」を「平成29年3月31日」に改め、同項を附則第2項とする。

附則第9項中「附則第2項から前項まで」を「前項」に改め、同項を附則第3項とする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（流山市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定は平成27年4月1日から、第1条の規定（給与条例別表第1の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定及び第3条の規定による改正後の流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「第3条の規定による改正後の任期付職員条例」という。）の規定は平成27年12月1日からそれぞれ適用する。

（給与の内払）

- 3 第1条の規定による改正後の給与条例又は第3条の規定による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例又は第3条の規定による改正前の流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定により支給された給与は、それぞれ第1条の規定による改正後の給与条例又は第3条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（切替日前の異動者の号給の調整）

- 4 平成27年4月1日（以下「平成27年切替日」という。）又は平成28年4月1日（以下「平成28年切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の平成27年切替日又は平成28年切替日（以下「各切替日」という。）における号給については、その者が各切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給料の切替えに伴う経過措置）

- 5 各切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が各切替日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（規則で定める職員を除く。）には、平成31年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（給与条例附則第5項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を給料として支給する。
- 6 各切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 7 各切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。
- 8 附則第5項から前項までの規定による給料を支給される職員に関する流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第7条第4項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と流山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年流山市条例第 号。次項において「平成28年改正条例」という。）附則第5項から第7項までの規定による給料の額との合計額」とする。
- 9 附則第5項の規定による給料を支給される職員に関する流山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年流山市条例第41号）附則第7項の規定の適用については、同項中「受ける給料月額」とあるのは、「受ける給料月額と流山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年流山市条例第 号）附則第5項の規定による給料の額との合計額」とする。
（規則への委任）
- 10 附則第4項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号 給	給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	140,100	176,700	226,400	259,900	286,200	317,000	361,300	406,900
	2	141,200	178,400	228,000	261,900	288,400	319,200	363,900	409,300
	3	142,400	180,100	229,500	263,700	290,700	321,500	366,400	411,800
	4	143,500	181,800	231,100	265,800	292,900	323,700	369,000	414,200
	5	144,600	183,300	232,600	267,700	294,900	326,000	371,100	416,100
	6	145,700	185,100	234,300	269,600	297,200	328,000	373,600	418,400
	7	146,800	186,900	235,800	271,600	299,500	330,200	375,900	420,500
	8	147,900	188,600	237,400	273,700	301,800	332,400	378,400	422,700
	9	149,000	190,200	238,900	275,800	303,900	334,500	380,900	424,700
	10	150,400	192,000	240,400	277,800	306,200	336,700	383,600	426,800
	11	151,700	193,800	242,000	279,900	308,400	338,800	386,200	428,900
	12	153,000	195,600	243,500	282,000	310,700	341,000	388,900	431,000
	13	154,300	197,200	245,000	284,000	312,900	343,000	391,300	432,700
	14	155,800	199,000	246,500	286,100	315,000	345,000	393,600	434,500
	15	157,300	200,800	247,900	288,100	317,200	347,100	395,800	436,500
	16	158,900	202,600	249,300	290,200	319,300	349,100	398,200	438,500
	17	160,200	204,300	250,800	292,200	321,400	351,000	400,000	440,400
	18	161,700	206,100	252,600	294,200	323,400	353,000	402,000	442,200
	19	163,200	207,900	254,300	296,300	325,500	354,800	403,900	444,000
	20	164,700	209,700	256,100	298,300	327,500	356,700	405,700	445,700
	21	166,100	211,100	257,800	300,400	329,500	358,700	407,600	447,500
	22	168,800	212,900	259,600	302,500	331,600	360,600	409,400	449,000
	23	171,400	214,600	261,400	304,500	333,600	362,600	411,200	450,400
	24	174,000	216,400	263,100	306,600	335,700	364,500	413,100	451,900
	25	176,700	218,100	265,100	308,400	337,300	366,500	414,900	453,300
	26	178,400	219,800	267,000	310,500	339,200	368,400	416,400	454,600
	27	180,100	221,400	268,800	312,600	341,100	370,400	417,900	455,900
	28	181,800	223,000	270,700	314,600	343,000	372,400	419,500	457,100
	29	183,300	224,500	272,400	316,600	344,700	373,900	421,100	458,100
	30	185,100	226,200	274,300	318,600	346,600	375,700	422,400	458,800
	31	186,900	227,800	276,200	320,700	348,500	377,500	423,700	459,600
	32	188,600	229,400	278,000	322,800	350,300	379,100	424,900	460,300
	33	190,200	230,800	279,700	324,300	352,200	380,900	426,100	461,000
	34	191,700	232,300	281,600	326,300	354,000	382,300	427,400	461,800
	35	193,200	233,800	283,400	328,200	355,800	383,800	428,700	462,500
	36	194,700	235,100	285,300	330,300	357,500	385,400	429,900	463,100

再任
職員
以外
の
職員

37	196,000	236,400	287,000	332,200	358,900	386,800	431,100	463,600
38	197,300	237,600	288,700	334,100	360,200	388,000	431,900	464,200
39	198,600	238,700	290,500	336,100	361,600	389,200	432,700	464,800
40	199,900	239,900	292,300	338,000	363,000	390,300	433,500	465,400
41	201,200	241,200	294,000	339,900	364,300	391,400	434,100	465,900
42	202,500	242,500	295,700	341,800	365,200	392,600	434,800	466,400
43	203,800	243,700	297,400	343,600	366,300	393,800	435,500	466,800
44	205,100	245,000	299,000	345,500	367,400	394,900	436,200	467,100
45	206,300	246,000	300,700	347,000	368,200	395,600	437,000	467,400
46	207,600	247,400	302,400	348,400	369,100	396,300	437,800	
47	208,900	248,900	304,000	349,900	370,000	397,000	438,200	
48	210,200	250,400	305,700	351,400	370,900	397,700	438,900	
49	211,300	251,800	306,900	353,000	371,800	398,300	439,400	
50	212,400	253,200	308,400	353,800	372,600	398,900	439,800	
51	213,400	254,600	309,900	355,000	373,400	399,400	440,200	
52	214,500	256,000	311,500	356,000	374,200	399,800	440,600	
53	215,600	257,200	313,100	356,900	374,900	400,200	441,000	
54	216,600	258,500	314,700	358,000	375,600	400,500	441,400	
55	217,500	259,900	316,300	358,900	376,300	400,800	441,800	
56	218,500	261,300	317,800	360,000	377,000	401,100	442,100	
57	219,200	262,600	319,300	360,900	377,500	401,400	442,400	
58	220,100	263,700	320,500	361,600	378,100	401,700	442,800	
59	221,000	265,000	321,700	362,300	378,700	402,000	443,100	
60	221,900	266,300	322,900	363,000	379,400	402,300	443,400	
61	222,600	267,400	323,600	363,400	379,800	402,600	443,700	
62	223,600	268,500	324,500	364,000	380,500	402,900	444,100	
63	224,500	269,800	325,300	364,700	381,100	403,200	444,400	
64	225,400	271,100	326,100	365,400	381,700	403,500	444,700	
65	226,100	272,200	327,000	365,700	382,100	403,800	445,000	
66	227,000	273,200	327,400	366,400	382,700	404,100		
67	227,900	274,300	328,100	367,100	383,300	404,400		
68	229,000	275,400	328,900	367,800	383,900	404,700		
69	229,800	276,600	329,700	368,100	384,300	404,900		
70	230,500	277,600	330,400	368,700	384,800	405,200		
71	231,200	278,500	331,100	369,400	385,300	405,500		
72	232,000	279,500	331,800	370,000	385,900	405,800		
73	232,800	280,300	332,300	370,300	386,200	406,000		
74	233,500	281,200	332,900	370,900	386,600	406,300		
75	234,200	281,900	333,400	371,600	387,000	406,600		
76	234,900	282,800	334,000	372,200	387,400	406,800		
77	235,600	283,800	334,300	372,600	387,700	407,000		
78	236,400	284,600	334,800	373,100	388,000	407,300		
79	237,200	285,400	335,200	373,700	388,300	407,600		
80	238,000	286,200	335,700	374,200	388,600	407,800		

	81	238,700	287,000	336,100	374,700	388,800	408,000		
	82	239,400	287,500	336,600	375,300	389,100	408,300		
	83	240,100	287,900	337,100	375,800	389,400	408,600		
	84	240,800	288,400	337,600	376,100	389,600	408,800		
	85	241,500	288,500	337,900	376,500	389,800	409,000		
	86	242,200	288,900	338,300	377,000	390,100	409,300		
	87	242,900	289,100	338,800	377,400	390,400	409,600		
	88	243,600	289,500	339,200	377,800	390,600	409,800		
	89	244,300	289,700	339,500	378,200	390,800	410,000		
	90	244,800	289,900	339,900	378,700	391,100			
	91	245,300	290,300	340,400	379,100	391,400			
	92	245,800	290,600	340,800	379,500	391,600			
	93	246,100	290,900	341,000	379,800	391,800			
	94			341,400	380,300	392,100			
	95			341,900	380,700	392,400			
	96			342,300	381,100	392,600			
	97			342,400	381,400	392,800			
	98			342,900	381,900	393,100			
	99			343,300	382,300	393,400			
	100			343,600	382,700	393,600			
	101			343,900	383,000	393,800			
	102			344,300	383,500	394,100			
	103			344,700	383,900	394,400			
	104			345,100	384,300	394,600			
	105			345,600	384,600	394,800			
	106			346,000	385,100	395,100			
	107			346,400	385,500	395,400			
	108			346,800	385,900	395,600			
	109			347,300	386,200	395,800			
	110			347,700	386,700	396,100			
	111			348,000	387,100	396,400			
	112			348,300	387,500	396,600			
	113			348,800	387,800	396,800			
	114				388,300				
	115				388,700				
	116				389,100				
	117				389,400				
再任用職員		186,500	214,000	254,000	273,400	288,500	313,900	355,600	388,700

議案第 10 号

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年2月18日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）の施行に伴い、流山市職員の給与に関する条例（昭和26年流山市条例第5号）に等級別基準職務表を規定する等、関係条例の整備を行うためである。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(流山市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 流山市職員の給与に関する条例(昭和26年流山市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第3条第2項中「任命権者が定める」を「別表第2に定めるとおりとする」に改める。

第19条の2第3号及び第4号並びに第19条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第20条の2第2項及び第20条の3第2項中「別表第2」を「別表第3」に改める。

別表第2を別表第3とし、別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2(第3条関係)

等級別基準職務表

等級	基準となる職務
1級	(1) 事務員又は技術員の職務 (2) 消防士の職務
2級	(1) 主事又は技師の職務 (2) 消防士長、消防副士長又は消防士の職務
3級	(1) 主任主事又は主任技師の職務 (2) 副主査の職務 (3) 高度の知識又は経験を必要とする消防士長の職務
4級	主査の職務
5級	(1) 係長又は主任主査の職務 (2) 出張所長の職務 (3) 保育所副所長又は幼稚園副園長の職務
6級	(1) 課長補佐又は室長の職務 (2) 委員会等の事務局の次長補佐の職務 (3) 副署長の職務 (4) 保育所長又は幼稚園長の職務 (5) 困難な業務を所掌する出張所長の職務
7級	(1) 課長の職務 (2) 署長の職務 (3) 委員会等の事務局の次長の職務 (4) 部の次長の職務 (5) 困難な業務を所掌する室長の職務

8 級	(1) 部長の職務 (2) 消防長の職務 (3) 委員会等の事務局の長の職務 (4) 会計管理者の職務
備考	
この表において「委員会等の事務局」とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の規定により議会に置かれる事務局並びに同法第138条の4第1項の規定により置かれる委員会(固定資産評価審査委員会を除く。)及び委員の事務局をいう。	

(流山市職員旅費に関する条例の一部改正)

第2条 流山市職員旅費に関する条例(昭和26年流山市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(流山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第3条 流山市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和52年流山市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第4条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年流山市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第5条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成9年流山市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第6条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年流山市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

(流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第7条 流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成16年流山市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 2 4 条第 6 項」を「第 2 4 条第 5 項」に改める。

(流山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第 8 条 流山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 (平成 1 7 年流山市条例第 1 7 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 9 号を第 1 2 号とし、第 8 号を第 1 1 号とし、第 7 号を第 1 0 号とし、同条第 6 号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第 9 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(8) 職員の退職管理の状況

第 3 条中第 5 号を第 7 号とし、第 4 号を第 6 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(5) 職員の休業に関する状況

第 3 条中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 職員の人事評価の状況

附 則

この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 11 号

流山市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
流山市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年2月18日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 都市計画法（昭和43年法律第100号）第37条第1号の規定による工事完了公告前における建築の承認のための審査及び都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第60条の証明書の交付について、受益者負担の観点から手数料を定めるためである。

流山市手数料条例の一部を改正する条例

流山市手数料条例（平成12年流山市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表中都市計画法第35条の2の規定による開発行為変更許可申請に対する審査の項の次に次のように加える。

都市計画法第37条第1号の規定による建築承認申請に対する審査		申請1件につき	都市計画法第29条の規定による開発行為許可申請に対する審査の手数料に規定する額に10分の1を乗じて得た額
--------------------------------	--	---------	--

別表中都市計画法第47条第5項の規定による開発登録簿の写しの交付の項の次に次のように加える。

都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第60条の規定に基づく都市計画法第29条第1項、	許可を受ける必要があるもの	1件につき	6,000円
第35条の2第1項、第41条第2項ただし書（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）、第42条第1項ただし書又は第43条第1項の規定に適合している旨の証明書の交付	許可を受ける必要がないもの	1件につき	500円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 2 8 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の流山市手数料条例別表都市計画法第 3 7 条第 1 号の規定による建築承認申請に対する審査の項の規定及び同表の都市計画法施行規則 (昭和 4 4 年建設省令第 4 9 号) 第 6 0 条の規定に基づく都市計画法第 2 9 条第 1 項、第 3 5 条の 2 第 1 項、第 4 1 条第 2 項ただし書 (法第 3 5 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。) 、第 4 2 条第 1 項ただし書又は第 4 3 条第 1 項の規定に適合している旨の証明書の交付の項の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る審査又は交付について適用し、同日前の申請に係る審査又は交付については、なお従前の例による。

議案第 12 号

字の区域及び名称の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市内の字の区域及び名称を別冊調書のとおり変更する。

平成28年2月18日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 流山都市計画事業西平井・鱒ヶ崎地区一体型特定土地区画整理事業地区等及び流山都市計画事業鱒ヶ崎・思井地区一体型特定土地区画整理事業地区等の字の区域及び名称を整備し、地域住民の利便の向上を図るためである。

議案第 17 号

流山市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について
流山市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年2月18日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 敬老祝金の支給金額の一部を引き下げ、及び支給年齢を改めるためである。

流山市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例

流山市敬老祝金支給条例（昭和50年流山市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「99歳以上」を「100歳」に改める。

第3条第1号中「20,000円」を「10,000円」に改め、同条第2号を削り、同条第3号中「以上」を削り、同号を同条第2号とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の流山市敬老祝金支給条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に改正後の条例第2条の規定に該当することにより支給する敬老祝金について適用し、同日前にこの条例による改正前の流山市敬老祝金支給条例第2条の規定に該当することにより支給する敬老祝金については、なお従前の例による。

議案第 18 号

流山市介護保険高額介護サービス費等資金貸付条例の一部を改正
する条例の制定について

流山市介護保険高額介護サービス費等資金貸付条例の一部を改正する
条例を別紙のとおり制定する。

平成28年2月18日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための
関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）等
による介護保険法（平成9年法律第123号）の一部改正に伴
い、所要の改正を行うためである。

流山市介護保険高額介護サービス費等資金貸付条例の一部を改正する条例

流山市介護保険高額介護サービス費等資金貸付条例（平成13年流山市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「同条第21項」を「同条第24項」に、「同条第23項」を「同条第26項」に改め、同条第3号中「第51条の2第1項に規定する特定入所者介護サービス費」を「第51条の3第1項に規定する特定入所者介護サービス費」に、「第51条の3第1項に規定する特例特定入所者介護サービス費」を「第51条の4第1項に規定する特例特定入所者介護サービス費」に、「第61条の2第1項に規定する特定入所者介護予防サービス費」を「第61条の3第1項に規定する特定入所者介護予防サービス費」に、「第61条の3第1項に規定する特例特定入所者介護予防サービス費」を「第61条の4第1項に規定する特例特定入所者介護予防サービス費」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第 19 号

流山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

流山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年2月18日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正に伴い、小規模保育事業及び事業所内保育事業の各一部における保育士の数の算定基準を緩和するためである。

流山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

流山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年流山市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第30条第3項、第32条第3項、第45条第3項及び第48条第3項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 22 号

流山市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について

流山市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年2月18日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 消費者安全法(平成21年法律第50号)の一部改正に伴い、本市に設置する消費生活センターの組織及び運営等に関する事項について定めるためである。

流山市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、消費者安全法(平成21年法律第50号。以下「法」という。)第10条の2第1項の規定に基づき、消費生活センターの組織及び運営並びに情報の安全管理に関する事項について定めるものとする。

(名称及び位置等の公示)

第2条 市長は、消費生活センターを設置したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を公示しなければならない。当該事項を変更したときも、また同様とする。

(1) 消費生活センターの名称及び位置

(2) 法第8条第2項第1号及び第2号の事務を行う日及び時間

2 前項の規定による公示は、流山市公告式条例(昭和26年流山市条例第1号)第2条第2項に規定する掲示場への掲示により行うものとする。

(職員)

第3条 消費生活センターに、消費生活センターの事務を掌理する所長及び消費生活センターの事務を行うために必要なその他の職員を置くものとする。

(消費生活相談員)

第4条 消費生活センターに、法第8条第2項第1号及び第2号に掲げる事務に従事させるため、法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験(以下「相談員資格試験」という。)に合格した者(不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律(平成26年法律第71号。以下「平成26年改正法」という。)附則第3条の規定により合格した者とみなされた者を含む。)を消費生活相談員として置くものとする。

(消費生活相談員の人材及び処遇の確保)

第5条 市長が任期を定めて消費生活相談員を任用する場合において、当該消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、任期ごとに客観的な能力実証を行った結果として同一の者を再度任用することは排除されない。

2 市長は、前項の規定による措置のほか、消費生活相談員の適切な人

材及び処遇の確保に必要な措置を講ずるものとする。

(消費生活相談等の事務に従事する職員に対する研修)

第6条 市長は、消費生活センターにおいて法第8条第2項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

(消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の安全管理)

第7条 市長は、法第8条第2項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第 23 号

流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年2月18日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 被保険者均等割及び世帯別平等割に係る保険料を減額する基準を引き上げ、保険料の負担を軽減するためである。

流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

流山市国民健康保険条例（平成3年流山市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項第2号中「26万円」を「26万5千円」に改め、同項第3号中「47万円」を「48万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の流山市国民健康保険条例の規定は、平成28年度以後の年度分の保険料について適用し、平成27年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第 24 号

流山市農業振興資金融資及び利子補給条例の制定について
流山市農業振興資金融資及び利子補給条例を別紙のとおり制定する。

平成28年2月18日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 農業後継者、新たに農業を営む者及び農業経営の安定化を目指す者に融資機関を通じて農業振興資金を融資するとともに、利子補給を行い、効率的で安定的な農業経営を推進するためである。

流山市農業振興資金融資及び利子補給条例

(目的)

第1条 この条例は、千葉県農業信用基金協会の信用保証に基づき、市内において、農業を自ら営む者に対し、融資機関を通じて農業振興資金(以下「資金」という。)の融資を行い、及びこれに対する利子の一部を補給することにより、流山市における農業経営の安定及び農業振興を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「融資機関」とは、農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第1項第1号の事業を行う農業協同組合をいう。

(融資機関への預託)

第3条 市長は、資金の融資を円滑に行うため、予算の範囲内において定める原資を市長が指定する融資機関に預託するものとする。

2 前項の規定により預託を受けた融資機関は、この条例により融資を受けようとする者に対し資金を融資するものとする。

(融資の要件)

第4条 資金の融資を受けようとする者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

(1) 現に本市内に居住していること。

(2) 受けようとする資金の種類に応じ、別表に掲げる融資要件を備えていること。

(3) 市税を滞納していないこと。

(融資の種類及び限度額)

第5条 融資の種類は、次の各号に掲げるものとし、各融資の額は当該各号に定める額を限度とする。

(1) 農業後継者育成資金 600万円

(2) 都市農業対策資金 600万円

(3) 経営安定資金 600万円

(4) 市長が特に必要と認める資金 600万円

(利率)

第6条 融資の額に対する利率は、市長と融資機関との間において定めた利率とする。

(償還期限)

第 7 条 融資された資金の償還期限は、12 年以内とする。

2 融資された資金の償還方法は、年賦均等払いとする。ただし、繰上償還をすることができる。

(利子補給)

第 8 条 市長は、この条例の規定による資金の融資を受けた者に対し、利子補給金を交付する。

2 前項の利子補給金の額は、各年末償還資金の 5 パーセントに相当する額以内とする。

(決定の取消し及び返還)

第 9 条 市長は、資金の融資及び利子補給の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、融資及び利子補給の決定を取り消し、既に融資を受けた資金及び交付を受けた利子補給金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽その他不正の手段により資金の融資を受けたとき。

(2) 融資を受けた資金を目的以外に使用したとき。

(3) その他融資及び利子補給が不相当と認められたとき。

(委任)

第 10 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第4条関係）

資金の種類	融資要件	
	基準	対象
農業後継者育成資金	農家の後継者又は新たに農業を営む者であって、年齢18歳以上55歳未満、かつ、30アール以上の経営面積を有するもの	農業技術、経営方法等を習得するために必要なもの
都市農業対策資金	都市近郊農業を確立するために必要な施設等を新築し、増築し、又は修繕しようとする者で、30アール以上の経営面積を有するもの	農作物育成管理用施設（ガラス温室、ビニールハウス、かん水施設、暖房施設等）の取得又は整備に要するもの
経営安定資金	農家で、30アール以上の経営面積を有するもの	1 生産基盤の整備、花木及び農機具の導入並びに農業用建築物の築造に要するもの 2 国又は県の融資制度に係る事業運転資金
市長が特に必要と認める資金	農家で、30アール以上の経営面積を有するもの	災害の復旧その他特に必要と認められるもの

議案第 30 号

流山市建築審査会条例の制定について
流山市建築審査会条例を別紙のとおり制定する。

平成28年2月18日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 平成29年4月1日から建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく特定行政庁に移行するに当たり、同法第78条の規定により設置される建築審査会について同法第83条の規定によりその組織、議事、委員の任期その他必要な事項を定めるためである。

流山市建築審査会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第83条の規定により、流山市建築審査会（以下「審査会」という。）の組織、議事、委員の任期その他審査会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審査会は、委員5人をもって組織する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。

(招集)

第4条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議を招集しなければならない。

(1) 法（他の法令において準用する場合を含む。次号において同じ。）の規定に基づき同意を求められたとき。

(2) 法の規定に基づき審査請求があったとき。

(3) 市長の諮問があったとき。

(4) 委員の総数の2分の1以上から、審査会に付議する事案を示して、招集の請求があったとき。

3 前項各号に掲げる場合のほか、会長は、必要があると認めるときは、会議を招集することができる。

(会議)

第5条 会長は、会議の議長となる。

2 審査会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席等)

第6条 審査会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、規則で定める課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議案第 31 号

流山市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

流山市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙
のとおり制定する。

平成28年2月18日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第
127号）の施行に伴い、同法と重複する規定について整備す
るとともに、同法に規定する特定空家等に該当するまでに至ら
ない空き家等に対する指導又は助言について規定するためであ
る。

流山市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例
流山市空き家等の適正管理に関する条例（平成23年流山市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空き家等による防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境の悪化を防止するため、必要な事項を定めるものとする。

第2条各号列記以外の部分中「次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる」を「空き家等とは、法第2条第1項に規定する空家等（法第2条第2項に規定する特定空家等を除く。）並びに当該空家等に該当しないが居住その他の使用がなされていないことが継続されている建築物又はこれに附属する工作物及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう」に改め、同条各号を削る。

第3条の見出し中「所有者等」を「空き家等の所有者等」に改め、同条中「所有者等は、当該空き家等が管理不良状態とならないよう適正に管理しなければ」を「所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、その所有し、又は管理する空き家等の周辺の防災、衛生、景観等の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適正な管理に努めなければ」に改める。

第4条中「管理不良状態である」を「その周辺の防災、衛生、景観等の生活環境に悪影響を及ぼしている」に改める。

第5条から第8条までを削る。

第9条中「、犯罪や災害を防止するため」を「、前条の規定により指導又は助言を行おうとする場合において」に、「本市の区域を管轄する警察署に、指導、助言、勧告及び命令の内容を提供し、必要な」を「関係機関の」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、市長は、関係機関に対して必要な情報の提供を行うことができる。

第9条を第5条とし、第10条を第6条とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の流山市空き家等の適正管理に関する条例第4条の規定により行われた指導又は助言(この条例による改正後の流山市空き家等の適正管理に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第2条の空き家等に該当する建築物又はこれに附属する工作物及びその敷地(立木その他の土地に定着するものを含む。)に対するものに限る。)は、改正後の条例第4条の指導又は助言とみなす。

議案第 32 号

流山市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

流山市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別
紙のとおり制定する。

平成28年2月18日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 個人又は法人が所有する既存の共同住宅等を転貸するために
市が借り上げる市営住宅の名称及び位置を規則で定めることと
するためである。

流山市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
流山市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年流山市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

（2）既存借上型市営住宅 個人又は法人が所有する長屋又は共同住宅で、市長が別に定める基準に適合し、市が市営住宅として転貸するためにその一部又は全部を借り上げたものをいう。

第4条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、既存借上型市営住宅の名称及び位置については、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（流山市営住宅等の整備基準を定める条例の一部改正）

2 流山市営住宅等の整備基準を定める条例（平成25年流山市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「同条第2号」を「同条第3号」に改める。

議案第 33 号

流山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年2月18日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 都市計画決定をした流山インターチェンジ北部物流センター地区地区整備計画区域及び西深井物流施設地区地区整備計画区域について、建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の2第1項の規定により、建築物の用途等の制限を定めるためである。

流山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

流山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成16年流山市条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

流山インターチェンジ北部物流センター地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された流山インターチェンジ北部物流センター地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
西深井物流施設地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された西深井物流施設地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域

別表第2に次のように加える。

流山インターチェンジ北部物流センター地区地区整備計画区域	<p>以下に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>(1) 輸送、保管、荷捌き、流通加工（物資の流通の過程における簡易な加工をいう。）その他の物資の流通に係る業務の用に供する倉庫、工場又は事務所</p> <p>(2) 店舗（専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。）又は飲食店で、その用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル以下のもの</p> <p>(3) 前2号に掲げる建築物に附属するもの</p>
西深井物流施設地区地区整備計画区域	<p>以下に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>(1) 輸送、保管、荷捌き、流通加工（物資の流通の過程における簡易な加工をいう。）その他の</p>

		<p>物資の流通に係る業務の用に供する倉庫、工場又は事務所</p> <p>(2) 店舗 (専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。) 又は飲食店で、その用途に供する部分の床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以下のもの</p> <p>(3) 前 2 号に掲げる建築物に附属するもの</p>
--	--	--

別表第 4 に次のように加える。

流山インターチェンジ北部物流センター地区地区整備計画区域		3 0 , 0 0 0 平方メートル
西深井物流施設地区地区整備計画区域		3 0 , 0 0 0 平方メートル

別表第 5 木地区地区整備計画区域の項計画住宅地区 D の目中「 1 号壁面線」の次に「 (木地区地区整備計画において 1 号壁面線として定められた壁面線をいう。) 」を加え、同表に次のように加える。

流山インターチェンジ北部物流センター地区地区整備計画区域		<p>建築物の外壁等の面から前面道路の境界線までの距離は、 1 号壁面線 (流山インターチェンジ北部物流センター地区地区整備計画において 1 号壁面線として定められた壁面線をいう。) において、道路境界線から 2 5 メートル以上、 2 号壁面線 (流山インターチェンジ北部物流センター地区地区整備計画において 2 号壁</p>
------------------------------	--	---

		<p>面線として定められた壁面線をいう。)において、道路境界線から15メートル以上とする。ただし、安全保安員詰所等で高さが3メートル以下、かつ、床面積の合計が10平方メートル以下のものは、この限りでない。</p>
<p>西深井物流施設地区 地区整備計画区域</p>		<p>建築物の外壁等の面から前面道路の境界線までの距離は、1号壁面線(西深井物流施設地区地区整備計画において1号壁面線として定められた壁面線をいう。)において、道路境界線から25メートル以上、2号壁面線(西深井物流施設地区地区整備計画において2号壁面線として定められた壁面線をいう。)において、道路境界線から15メートル以上とする。ただし、安全保安員詰所等で高さが3メートル以下、かつ、床面積の合計が10平方メートル以下のものは、この限りでない。</p>

別表第6に次のように加える。

<p>流山インターチェンジ 北部物流センター 地区地区整備計画区</p>		<p>3.1メートル</p>
--	--	----------------

域		
西深井物流施設地区 地区整備計画区域		31メートル

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 34 号

流山市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
流山市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。
平成28年2月18日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令(平成27年総務省令第93号)の施行に伴い、グリドル付こんろに係る離隔距離の規定を追加する等、所要の改正を行うためである。

流山市火災予防条例の一部を改正する条例

流山市火災予防条例（昭和37年流山市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

別表第3

種 類			入 力	離 隔 距 離 (cm)				備 考
				上方	側方	前方	後方	
炉	開放炉	使用温度が800以上のもの		250	200	300	200	
		使用温度が300以上800未満のもの		150	150	200	150	
		使用温度が300未満のもの		100	100	100	100	
	開放炉以外	使用温度が800以上のもの		250	200	300	200	
		使用温度が300以上800未満のもの		150	100	200	100	
		使用温度が300未満のもの		100	50	100	50	
ふろがま 気体燃料 不燃以外 半密閉式	浴室内設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21kW以下 (ふろ用以外のバーナーをもつものにはあっては42kW以下)		15 注	15	15	注：浴槽との離隔距離は0cmとするが、合成樹脂浴槽（ポリプロピレン浴槽等）の場合は2cmとする。
		内がま	21kW以下 (ふろ用以外のバーナーをもつものにはあっては42kW以下)			60		
	浴室外設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21kW以下 (ふろ用以外のバーナーをもつものにはあっては70kW以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下)		15	15	15	

		外がまでバー ナー取り出し 口のあるもの	21kW以下 (ふる用以下 外のバーも ナーをのには つものには あつては 当該バー ナーが 70kW以下 であって、 かつ、ふる 用バーナ ーが21kW 以下)		15	60	15
		内がま	21kW以下 (ふる用以下 外のバーも ナーをのには つものには あつては 当該バー ナーが 70kW以下 であって、 かつ、ふる 用バーナ ーが21kW 以下)		15	60	
	密閉式		21kW以下 (ふる用以下 外のバーも ナーをのには つものには あつては 当該バー ナーが 70kW以下 であって、 かつ、ふる 用バーナ ーが21kW 以下)		2注	2	2
	屋外用		21kW以下 (ふる用以下 外のバーも ナーをのには つものには あつては 当該バー ナーが 70kW以下 であって、 かつ、ふる 用バーナ ーが21kW 以下)	60	15	15	15

不燃 半密閉式	浴室外設置	浴室外設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21kW以下(ふろ用以外のバーナーをもつものには42kW以下)	4.5注		4.5
			内がま	21kW以下(ふろ用以外のバーナーをもつものには42kW以下)			
			外がまでバーナー取り出し口のないもの	21kW以下(ふろ用以外のバーナーをもつものには42kW以下)当該バーナーが70kW以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下)	4.5		4.5
			外がまでバーナー取り出し口のあるもの	21kW以下(ふろ用以外のバーナーをもつものには42kW以下)当該バーナーが70kW以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下)	4.5		4.5
			内がま	21kW以下(ふろ用以外のバーナーをもつものには42kW以下)当該バーナーが70kW以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下)			

				21kW以下 (ふる用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふる用バーナーが21kW以下)		2注		2			
				21kW以下 (ふる用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふる用バーナーが21kW以下)	30	4.5		4.5			
	液体燃料	不燃以外		39kW以下	60	15	15	15			
	液体燃料	不燃		39kW以下	50	5		5			
	上記に分類されないもの				60	15	60	15			
温風暖房機	気体燃料	不燃以外・不燃	半密閉式・密閉式	バーナーが隠ぺい	強制対流型	19kW以下	4.5	4.5	60	4.5	注1：風道を使用するものにあつては15cmとする。 注2：ダクト接続型以外の場合にあつては100cmとする。
	液体燃料	不燃以外	半密閉式	強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	26kW以下	100	15	150	15	
						26kWを超え70kW以下	100	15	100注1	15	
					温風を全周方向に吹き出すもの	26kW以下	100	150	150	150	
		密閉式	強制対流型	強制排気型	26kW以下	60	10	100	10		
				強制給排気型	26kW以下	60	10	100	10		
				密閉式	強制給排気型	26kW以下	60	10	100	10	
	不燃	半密閉式	強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	70kW以下	80	5		5		
				温風を全周方向に吹き出すもの	26kW以下	80	150		150		
				強制排気型	26kW以下	50	5		5		
		密閉式	強制給排気型	26kW以下	50	5		5			
上記に分類されないもの					100	60	60注2	60			

厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドネット型こんろ・グリル付こんろ	14kW以下	100	15注	15	15注	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。		
				据置型レンジ	21kW以下	100	15注	15	15注			
		不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドネット型こんろ・グリル付こんろ	14kW以下	80	0		0			
				据置型レンジ	21kW以下	80	0		0			
		上記に分類されないもの		使用温度が800以上のもの		250	200	300	200			
				使用温度が300以上800未満のもの		150	100	200	100			
	使用温度が300未満のもの				100	50	100	50				
	ボイラー	気体燃料	不燃以外	開放式	フードを付けない場合	7kW以下	40	4.5	4.5		4.5	
					フードを付ける場合	7kW以下	15	4.5	4.5		4.5	
				半密閉式		12kWを超え42kW以下		15	15		15	
12kW以下							4.5	4.5	4.5			
密閉式				42kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5				
屋外用				フードを付けない場合	42kW以下	60	15	15	15			
			フードを付ける場合	42kW以下	15	15	15	15				
不燃			開放式	フードを付けない場合	7kW以下	30	4.5		4.5			
				フードを付ける場合	7kW以下	10	4.5		4.5			
			半密閉式		42kW以下		4.5		4.5			
			密閉式		42kW以下	4.5	4.5		4.5			
			屋外用	フードを付けない場合	42kW以下	30	4.5		4.5			
		フードを付ける場合		42kW以下	10	4.5		4.5				
液体燃料		不燃以外	12kWを超え70kW以下	60	15	15	15					
			12kW以下	40	4.5	15	4.5					
		不燃	12kWを超え70kW以下	50	5		5					
			12kW以下	20	1.5		1.5					
上記に分類されないもの		23kWを超える	120	45	150	45						
		23kW以下	120	30	100	30						

ストープ	気体燃料	不燃以外	開放式	バーナーが露出	壁掛け型、つり下げ型	7kW以下	30	60	100	4.5	注：熱対流方向が一方に集中する場合には60cmとする。	
			半密閉式・密閉式	バーナーが隠ぺい	自然対流型	19kW以下	60	4.5	4.5注	4.5		
		不燃	開放式	バーナーが露出	壁掛け型、つり下げ型	7kW以下	15	15	80	4.5		
			半密閉式・密閉式	バーナーが隠ぺい	自然対流型	19kW以下	60	4.5	4.5注	4.5		
	液体燃料	不燃以外	半密閉式	自然対流型	機器の全熱を放散するもの	39kW以下	150	100	100	100		
					機器の上部に熱を放散するもの	39kW以下	150	15	100	15		
		不燃	半密閉式	自然対流型	機器の全熱を放散するもの	39kW以下	120	100		100		
					機器の上部に熱を放散するもの	39kW以下	120	5		5		
	上記に分類されないもの						150	100	150	100		
	乾燥設備	気体燃料	不燃以外	開放式		衣類乾燥機	5.8kW以下	15	4.5	4.5		4.5
開放式				衣類乾燥機	5.8kW以下	15	4.5		4.5			
上記に分類されないもの		内部容積が1立方メートル以上のもの				100	50	100	50			
		内部容積が1立方メートル未満のもの				50	30	50	30			
簡易湯沸設備	気体燃料	不燃以外	開放式	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	7kW以下	40	4.5	4.5	4.5		
					フードを付ける場合	7kW以下	15	4.5	4.5	4.5		
				瞬間型	フードを付けない場合	12kW以下	40	4.5	4.5	4.5		
					フードを付ける場合	12kW以下	15	4.5	4.5	4.5		
			半密閉式				12kW以下		4.5	4.5	4.5	
			密閉式	常圧貯蔵型			12kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
				瞬間型	調理台型			12kW以下		0		0

					壁掛け型、据置型	12kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5					
					屋外用	フードを付けない場合	12kW以下	60	15	15	15				
						フードを付ける場合	12kW以下	15	15	15	15				
					開放式	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	7kW以下	30	4.5		4.5			
							フードを付ける場合	7kW以下	10	4.5		4.5			
						瞬間型	フードを付けない場合	12kW以下	30	4.5		4.5			
							フードを付ける場合	12kW以下	10	4.5		4.5			
					半密閉式		12kW以下		4.5		4.5				
					密閉式	常圧貯蔵型		12kW以下	4.5	4.5		4.5			
						瞬間型	調理台型	12kW以下		0		0			
							壁掛け型、据置型		12kW以下	4.5	4.5		4.5		
					屋外用	フードを付けない場合		12kW以下	30	4.5		4.5			
						フードを付ける場合		12kW以下	10	4.5		4.5			
					液体燃料	不燃以外		12kW以下	40	4.5	15	4.5			
						不燃		12kW以下	20	1.5		1.5			
					給湯湯沸設備	気体燃料	不燃以外	半密閉式	常圧貯蔵型		12kWを超え 42kW以下		15	15	15
									瞬間型		12kWを超え 70kW以下		15	15	15
密閉式	常圧貯蔵型		12kWを超え 42kW以下	4.5				4.5	4.5	4.5					
	瞬間型	調理台型		12kWを超え 70kW以下					0		0				
		壁掛け型、据置型		12kWを超え 70kW以下				4.5	4.5	4.5	4.5				
屋外用	常圧貯蔵型	フードを付けない場合		12kWを超え 42kW以下				60	15	15	15				
		フードを付ける場合		12kWを超え 42kW以下				15	15	15	15				
	瞬間型	フードを付けない場合		12kWを超え 70kW以下				60	15	15	15				
		フードを付ける場合		12kWを超え 70kW以下				15	15	15	15				
不燃	半密閉式	常圧貯蔵型		12kWを超え 42kW以下					4.5		4.5				
		瞬間型		12kWを超え 70kW以下					4.5		4.5				

移動式ストーブ	液体燃料	密閉式	常圧貯蔵型		12kWを超え 42kW以下	4.5	4.5		4.5		
			瞬間型	調理台型		12kWを超え 70kW以下		0		0	
				壁掛け型、据置型		12kWを超え 70kW以下	4.5	4.5		4.5	
			屋外用	常圧貯蔵型	フードを付けない場合		12kWを超え 42kW以下	30	4.5		4.5
					フードを付ける場合		12kWを超え 42kW以下	10	4.5		4.5
				瞬間型	フードを付けない場合		12kWを超え 70kW以下	30	4.5		4.5
		フードを付ける場合			12kWを超え 70kW以下	10	4.5		4.5		
		不燃以外				12kWを超え 70kW以下	60	15	15	15	
			不燃			12kWを超え 70kW以下	50	5		5	
		上記に分類されないもの						60	15	60	15
	気体燃料	不燃以外	開放式	バーナーが露出	前方放射型		7 kW以下	100	30	100	4.5
					全周放射型		7 kW以下	100	100	100	100
				バーナーが隠ぺい	自然対流型		7 kW以下	100	4.5	4.5 注1	4.5
					強制対流型		7 kW以下	4.5	4.5	60	4.5
			不燃	開放式	バーナーが露出	前方放射型		7 kW以下	80	15	80
全周放射型						7 kW以下	80	80	80	80	
バーナーが隠ぺい					自然対流型		7 kW以下	80	4.5	4.5 注1	4.5
					強制対流型		7 kW以下	4.5	4.5	60	4.5
放射型					7 kW以下	100	50	100	20		
		自然対流型					7 kWを超え 12kW以下	150	100	100	100
			7 kW以下	100	50	50	50				

注1：熱対流方向が一方に集中する場合には60cmとする。
注2：方向性を有するものにあつては100cmとする。

調理用器具	気体燃料	不燃以外	開放式	バーナーが露出	温風を前方に吹き出すもの	12kW以下	100	15	100	15	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。							
					温風を全周方向に吹き出すもの	7 kWを超え12kW以下	100	150	150	150								
					7 kW以下	100	100	100	100									
					放射型	7 kW以下	80	30		5								
						自然対流型	7 kWを超え12kW以下	120	100			100						
							7 kW以下	80	30			30						
					強制対流型	温風を前方に吹き出すもの	12kW以下	80	5			5						
						温風を全周方向に吹き出すもの	7 kWを超え12kW以下	80	150			150						
							7 kW以下	80	100			100						
					固体燃料							100	50注2	50注2	50注2			
					調理用器具	気体燃料	不燃以外	開放式	バーナーが露出	卓上型こんろ（1口）		5.8kW以下	100	15	15	15	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。	
										卓上型こんろ（2口以上）・グリル付こんろ・グリドル付こんろ		14kW以下	100	15注	15	15注		
									バーナーが隠ぺい	加熱部が開放		卓上型グリル	7 kW以下	100	15	15		15
										加熱部が隠ぺい		卓上型オープン・グリル（フードを付けない場合）	7 kW以下	50	4.5	4.5		4.5
												卓上型オープン・グリル（フードを付ける場合）	7 kW以下	15	4.5	4.5		4.5
炊飯器（炊飯容量4リットル以下）	4.7kW以下	30	10	10							10							
圧力調理器（内容積10リットル以下）		30	10	10						10								

	不燃	開放式	バーナーが露出	卓上型こ んろ（1 口）	5.8kW以下	80	0		0		
				卓上型こ んろ（2 口以上）・ グリル付 こんろ・ グリドル 付こんろ	14kW以下	80	0		0		
			バーナーが隠 ぺい	加熱部が隠 ぺい	加熱部が開放	卓上型グ リル	7 kW以下	80	0		0
					卓上型オ ープン・ グ リ ル （フー ドを付 けない 場合）	7 kW以下	30	4.5		4.5	
					卓上型オ ープン・ グ リ ル （フー ドを付 ける 場合）	7 kW以下	10	4.5		4.5	
					炊 飯 器 （炊飯容 量4リッ トル以 下）	4.7kW以下	15	4.5		4.5	
					圧力調 理器（内 容積10 リッ トル以 下）		15	4.5		4.5	
移動式こ んろ	液体燃 料	不燃以外		6 kW以下	100	15	15	15			
		不燃		6 kW以下	80	0		0			
		固体燃 料			100	30	30	30			
電 気 温 風 機	不燃以外		2 kW以下	4.5 注	4.5 注	4.5 注	4.5 注	注：温風の吹き出 し方向にあって は60cmとする。			
	不燃		2 kW以下	0 注	0 注	注	0 注				

電気調理用機器	不燃以外	電気こんろ、電磁誘導加熱式調理器(こんろ形態のものに限る。)	こんろ部分の全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの	4.8kW以下(1口当たり2kWを超え3kW以下)	100	2	2	2	注1：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離(こんろ部分が発熱体でない場合における発熱体の外周からの距離)を示す。 注2：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離(こんろ部分が発熱体の場合における発熱体の外周からの距離)を示す。	
						20注1		20注1		
						10注2		10注2		
				4.8kW以下(1口当たり1kWを超え2kW以下)	100	2	2	2		
						15注1		15注1		
	不燃	電気こんろ、電磁誘導加熱式調理器(こんろ形態のものに限る。)	こんろ部分の全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器のもの	4.8kW以下(1口当たり1kW以下)		100	2	2		2
							10注1			10注1
							10注2			10注2
					5.8kW以下(1口当たり3.3kW以下)	100	2	2		2
							10注2			10注2
電気天火	不燃以外		2kW以下	10	4.5注	4.5注	4.5注	注：排気口面にあつては10cmとする。		
	不燃		2kW以下	10	4.5注		4.5注			
電子レンジ	不燃以外	電熱装置を有するもの	2kW以下	10	4.5注	4.5注	4.5注	注：排気口面にあつては10cmとする。		
	不燃	電熱装置を有するもの	2kW以下	10	4.5注		4.5注			
電気天井取付式のもの(壁取付式及び)	不燃以外	前方放射型	2kW以下	100	30	100	4.5			
		全周放射型	2kW以下	100	100	100	100			
		自然対流型	2kW以下	100	4.5	4.5	4.5			

	不燃	前方放射型	2 kW以下	80	15		4.5	
	不燃	全周放射型	2 kW以下	80	80		80	
	不燃	自然対流型	2 kW以下	80	0		0	
電気乾燥器	不燃以外	食器乾燥器	1 kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
	不燃	食器乾燥器	1 kW以下	0	0		0	
電気乾燥機	不燃以外	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機	3 kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	注1：前面に排気口を有する機器にあっては0cmとする。 注2：排気口面にあっては4.5cmとする。
	不燃	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機	3 kW以下	4.5 注1	0 注2	注2	0 注2	
電気温水器	不燃以外	温度過昇防止装置を有するもの	10kW以下	4.5	0	0	0	
	不燃	温度過昇防止装置を有するもの	10kW以下	0	0		0	

備考

- 1 「気体燃料」、「液体燃料」及び「固体燃料」は、それぞれ、気体燃料を使用するもの、液体燃料を使用するもの及び固体燃料を使用するものをいう。
- 2 「不燃以外」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。
- 3 「不燃」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第 35 号

市道路線の認定について

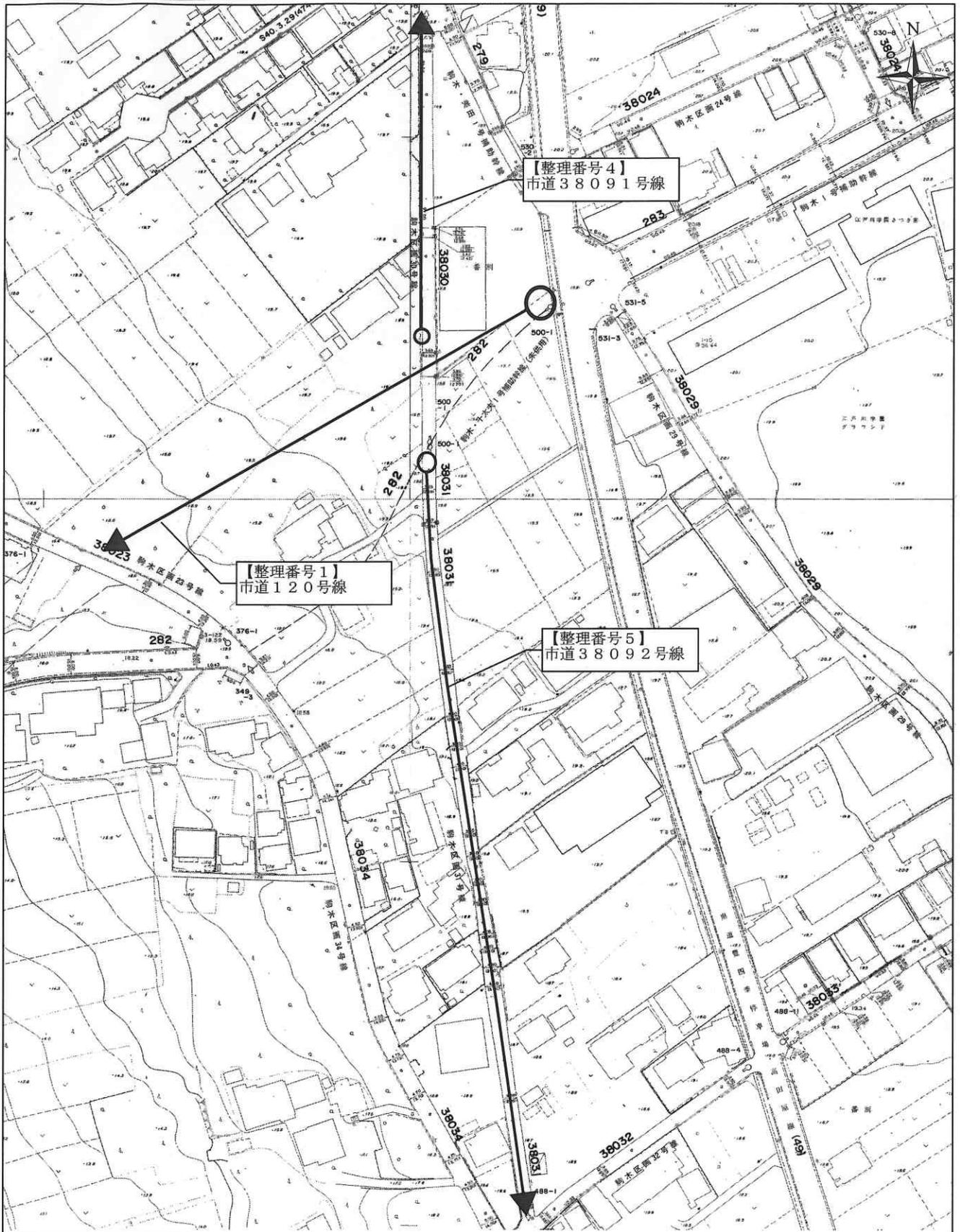
道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、別紙路線を市道に認定するものとする。

平成28年2月18日提出

流山市長 井崎 義治

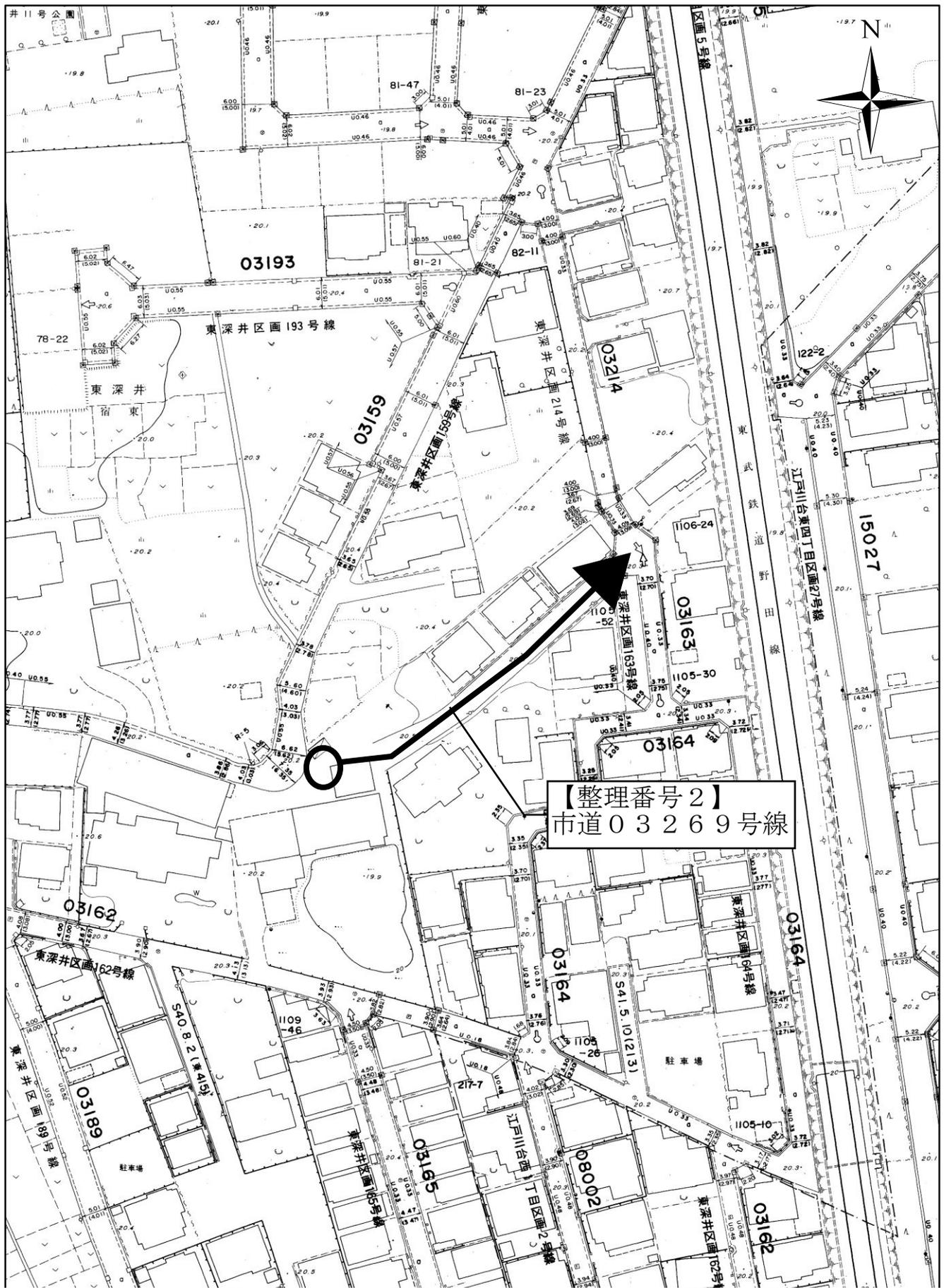
整理番号	路線番号	路線名	起 点 終 点	重要な 経過地
1	120	駒木幹線	駒木字壱番割501番1 駒木字中溜上376番8	
2	03269	東深井区画269号線	東深井字木戸前1106番9 同 所同 番6	
3	28040	西初石5丁目区画40号線	西初石5丁目17番29 同 所同 番26	
4	38091	駒木区画91号線	駒木字壱番割501番1 同 所505番8	
5	38092	駒木区画92号線	駒木字壱番割499番3 同 所488番1	
6	84081	向小金区画81号線	向小金3丁目166番1 同 所151番1	
7	84082	向小金区画82号線	向小金3丁目158番24 同 所同 番37	
8	84083	向小金区画83号線	向小金3丁目151番46 同 所同 番42	
9	84503	向小金3号歩行者専用道路	向小金3丁目151番52 同 所158番45	

市道路線認定図



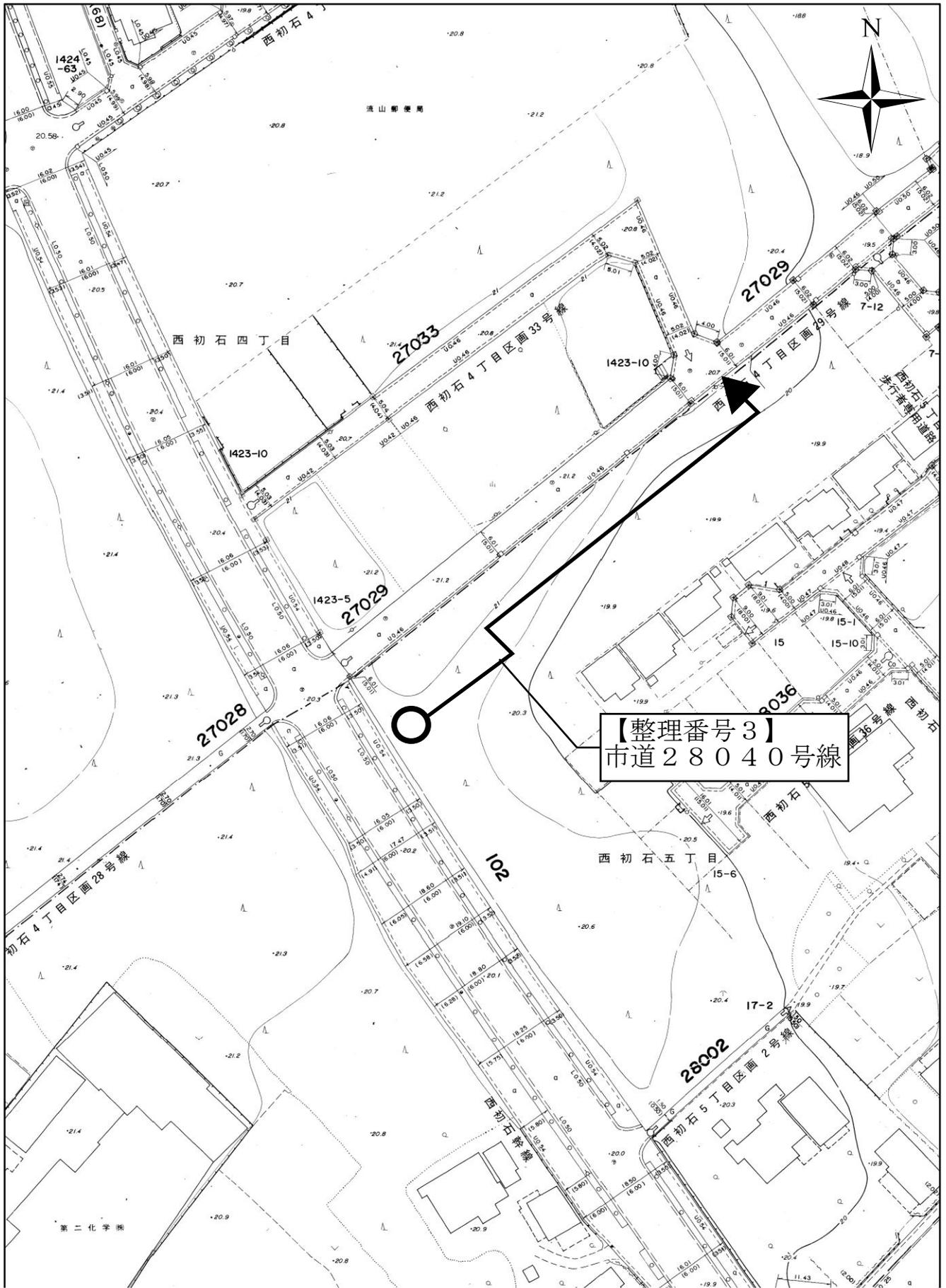
整理番号	路線番号	路線名	参考事項 (图上測定) 単位m				
			総延長	重用延長	実延長	未供用延長	幅員
1	120	駒木幹線	146.91	—	146.91	—	18.00~19.00
4	38091	駒木区画91号線	87.36	—	87.36	—	3.60~3.89
5	38092	駒木区画92号線	225.28	—	225.28	—	3.10~4.80

市道路線認定図



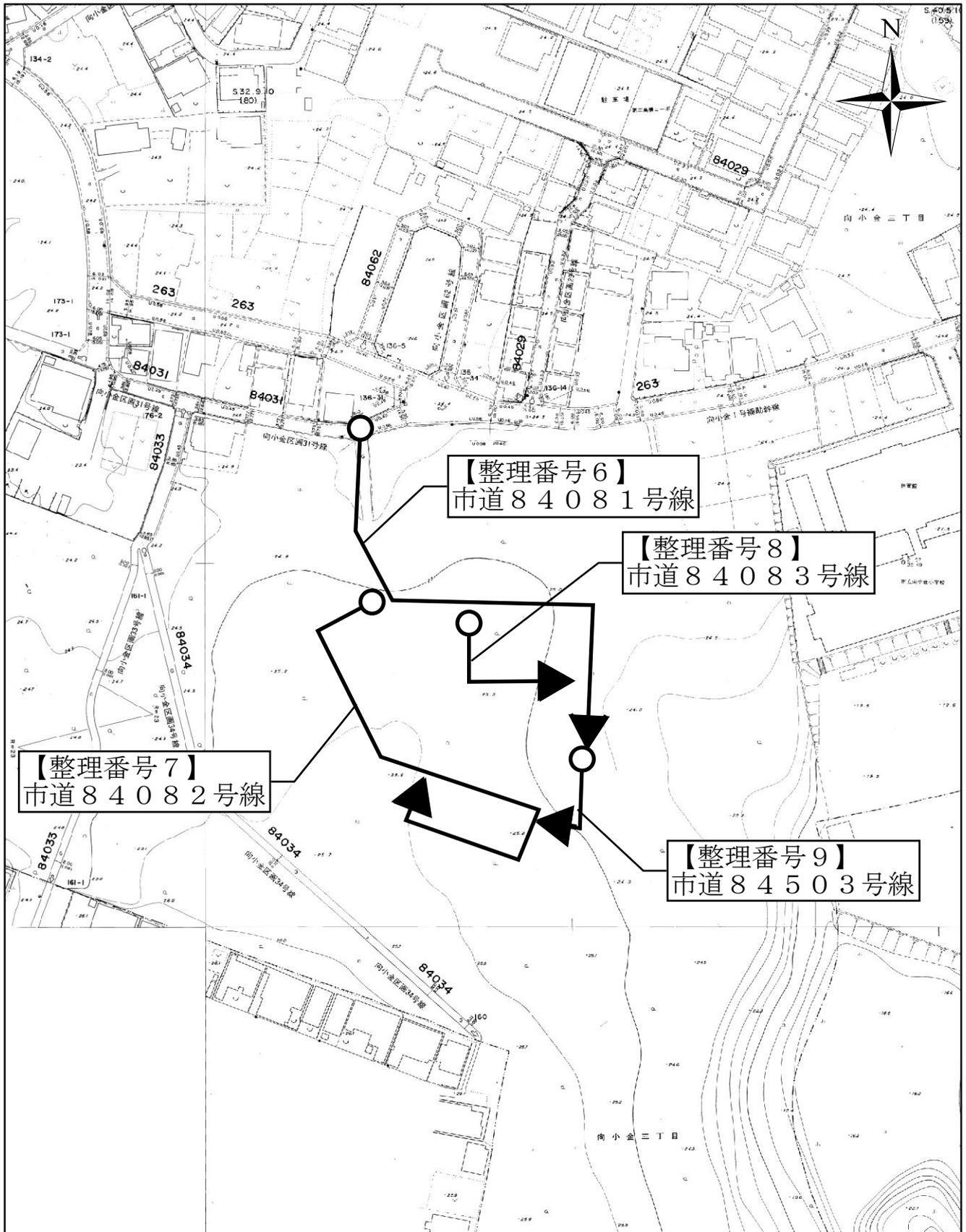
整理番号	路線番号	路線名	参考事項 (図上測定) 単位m				
			総延長	重用延長	実延長	未供用延長	幅員
2	03269	東深井区画269号線	79.92	—	79.92	—	4.00~4.44

市道路線認定図



整理番号	路線番号	路線名	参考事項 (図上測定) 単位m			
			総延長	重用延長	実延長	未供用延長
3	28040	西初石5丁目区画40号線	120.00	—	120.00	5.00~5.01

市道路線認定図



整理番号	路線番号	路線名	参考事項 (図上測定) 単位m				
			総延長	重用延長	実延長	未供用延長	
6	84081	向小金区画81号線	208.98	—	208.98	—	6.00~9.00
7	84082	向小金区画82号線	223.11	—	223.11	—	6.00~6.01
8	84083	向小金区画83号線	73.61	—	73.61	—	6.00~6.00
9	84503	向小金3号歩行者専用道路	29.34	—	29.34	—	3.00~3.00

議案第 36 号

市道路線の廃止について

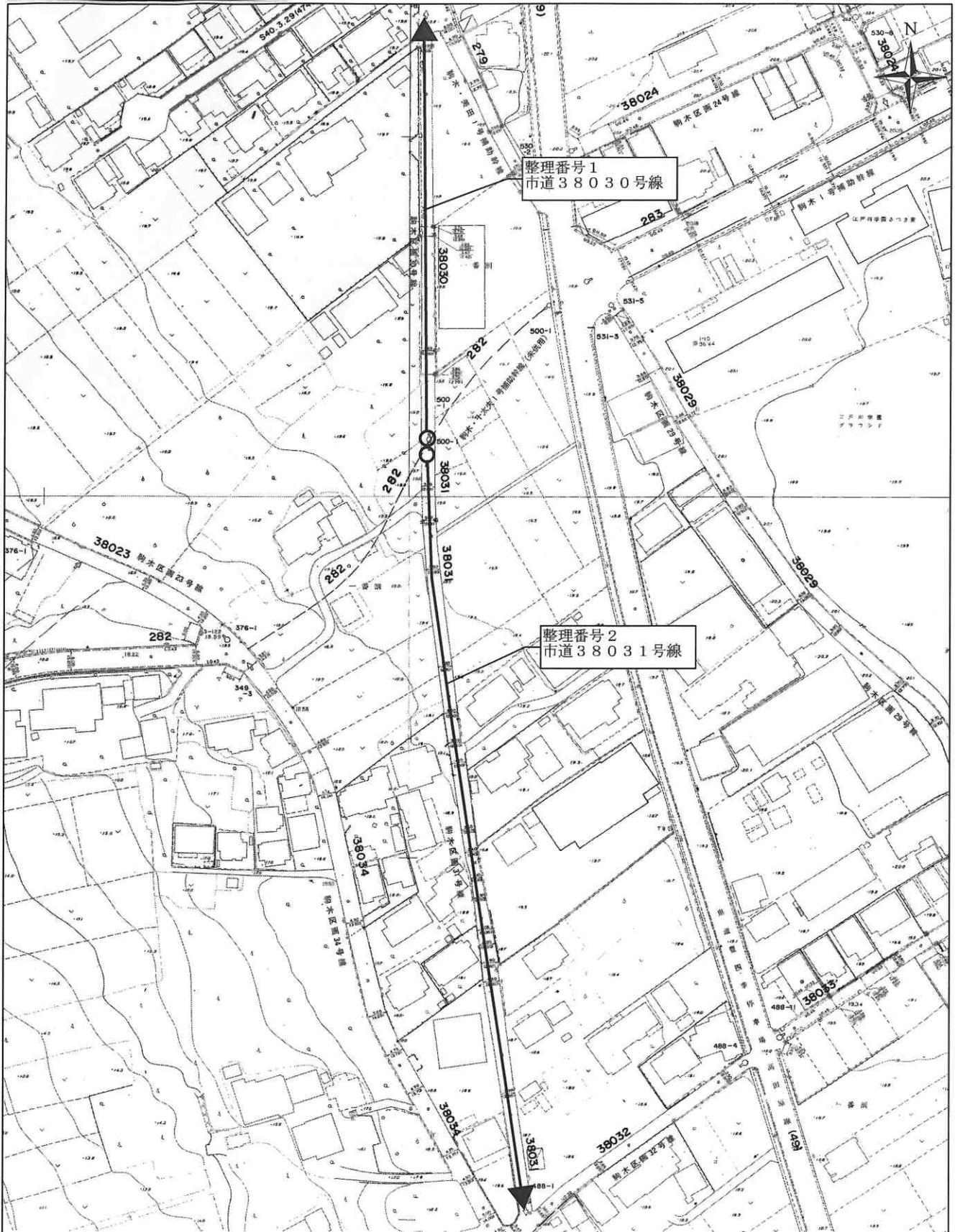
道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、
別紙路線を廃止するものとする。

平成28年2月18日提出

流山市長 井崎 義治

整理 番号	路線番号	路 線 名	起 点 終 点	重要な 経過地
1	38030	駒木区画30号線	駒木字壱番割500番1 同 所505番8	
2	38031	駒木区画31号線	駒木字壱番割500番1 同 所488番1	

市道路線廃止図



整理番号	路線番号	路線名	参考事項 (図上測定) 単位m				
			総延長	重用延長	実延長	未供用延長	幅員
1	38030	駒木区画30号線	119.76	—	119.76	—	3.69~3.89
2	38031	駒木区画31号線	216.10	—	216.10	—	3.10~4.80

報告第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成28年2月18日報告

流山市長 井崎 義治

報告理由 公用車の物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

平成27年11月27日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 件 名 | 健康福祉部高齢者生きがい推進課の職員が高齢者福祉センター森の倶楽部の駐車場に公用車（市が賃借している自動車）を駐車しようとして後進したところ、後方のフェンスに接触したことによる当該公用車の物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 平成27年10月13日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市大字東深井989番地
（高齢者福祉センター森の倶楽部駐車場内） |
| 4 | 相 手 方 | 所有者 千葉市美浜区新港57番地
株式会社トヨタレンタリース千葉 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 平成27年11月27日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 61,322円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

平成28年1月5日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 件 名 | 健康福祉部介護支援課の職員が訪問看護業務のため公用車（市が賃借している自動車）を運転し、訪問先の外壁に沿って駐車しようとして前進したところ、門袖前の植木に接触したことによる当該公用車の物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 平成27年10月27日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市松ヶ丘2丁目336番22地先 |
| 4 | 相 手 方 | 所有者 千葉市美浜区中瀬1丁目3番 幕張テ
クノガーデンB棟2階
日本カーソリューションズ株式会社 千
葉支店 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 平成28年1月5日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 10,800円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

平成28年1月18日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 事 件 名 | 流山市立おおたかの森小学校の教諭が公務に向かうため、同校敷地内において公用車（市が賃借している自動車）を発進させたところ、同校敷地内に設置されている柱に接触したことによる当該公用車の物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 平成27年11月11日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市市野谷621番地の1
（流山市立おおたかの森小学校敷地内） |
| 4 | 相 手 方 | 所有者 千葉市美浜区新港57番地
株式会社トヨタレンタリース千葉 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 平成28年1月18日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 51,412円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

平成28年1月18日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 件 名 | 市民生活部コミュニティ課の職員が流山市役所第1庁舎南側駐車場において、公用車（市が賃借している自動車）を運転し、縦列駐車から出庫しようとしたところ、停車していた市所有車と接触したことによる当該公用車の物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 平成27年10月1日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市平和台1丁目1番地の1
流山市役所第1庁舎南側駐車場 |
| 4 | 相 手 方 | 所有者 千葉市美浜区新港57番地
株式会社トヨタレンタリース千葉 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 平成28年1月18日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 56,592円 |